

八幡平市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する八幡平市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く有識者からの意見を聴取するため、八幡平市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 八幡平市の人口動向、将来推計人口の分析及び中長期の将来展望に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び変更に係る検討に関すること。
- (3) 総合戦略の成果検証に関すること。
- (4) その他総合戦略の策定及び推進に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の構成員
- (3) 市民
- (4) その他総合戦略策定及び推進のため必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、八幡平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年八幡平市条例第42号）を適用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画総務部市長公室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。